

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

うきは市の総人口は1955年の42,675人をピークに減少傾向を示し、2010年には31,640人となり、直近の2020年の国勢調査では27,981人となっている。また、65歳以上の人口が全人口に占める割合である高齢化率については、2020年において35.3%となっており、全国の平均が28.6%であることから、うきは市では高齢化が進んでおり、今後も人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

うきは市の産業構造について、産業別人口で就業者数が多い業種は、製造業、農業・林業、医療・福祉、卸売業・小売業となっている。産業別の就業者比率を全国と比較すると、農業・林業がきわめて高くなっており、市の基幹産業と言える。また従業者数では、建設業と製造業が高くなっており、建設業は公共事業を中心とした土木工事や建設工事が雇用を支える上で重要な役割を果たしているものと考えられ、製造業は企業誘致による大規模な工場の立地が起因していると考えられる。

このような中、市内中小企業の新たな設備投資等の取り組みを支援するため、本計画を策定する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業等の先端設備等の導入を促すことで、更なる経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

うきは市の産業は、製造業、農業・林業、医療・福祉、卸売業、小売業、建設業等と多岐にわたり多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

うきは市の産業は、平野部、山麓部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

うきは市の産業は、製造業、農業・林業、医療・福祉、卸売業、小売業、建設業等と多岐にわたり多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、自動化の推進、IT導入による業務効率化、新商品の開発等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月11日から令和7年7月10日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮に関する事項

- ① 人員の削減を目的とした取組については、計画認定の対象としない。
- ② 設備導入に伴う新規雇用については、労働生産性の評価にあたって不利にならないよう適切な調整を行った上で評価する。

(2) 計画認定の対象としない事業

- ①うきは市税を滞納している者が計画する事業
- ②暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者が計画する事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④市内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため、認定の対象としない。なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第2項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。
- ⑤市長が計画の認定を不相当と認める事業。

(3) その他

市は、導入促進基本計画の進捗状況の把握及び、中小企業者等の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。先端設備等導入を実施しようとする中小企業者等は当該調査に協力する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。